

平成27年10月21日

維新の党 幹事長

今井雅人 殿

法律意見書

郷原総合コンプライアンス法律事務所

弁護士 郷 原 信 郎

潮見坂総合法律事務所

弁護士 清 水 真

貴党からの平成27年10月16日付け質問事項に対する小職らの法律専門家としての回答は以下のとおりである。

第1 現執行部の正統性について

1 代表選任について

(1) 維新の党においては、江田憲司前代表の辞任（平成27年5月17日）をうけ、平成27年5月19日、執行役員会が維新の党代表選出臨時規程を定めて代表選出を両院議員総会によることとし、両院議員総会は松野頼久代表（以下「松野代表」という。）を選出したとのことである。

維新の党規約（以下「党規約」という。）は、代表の任期満了に伴う代表の選出は、党员による選挙によって行うと定めている（党規約8条4項）。政党においては、辞任等任期満了以外の事由によって新たな代表の選出が必要となることは当然に想定されるのであるから、この規定は、任期満了によらない代表選挙については、党员による選挙以外の方法による選出がなされることを認める趣旨と解される。

党規約は、その他に代表の選出方法についての定めを置かず、党大会の権限事項にも代表の選出を例示していない（党規約6条2項参照）。一方で、党規約附則第4条が「本規約に定めのない事項については、執行役員会で決定する」と規定し、代表選挙に関して必要な事項の決定を執行役員会の定める代表選挙規則に委ねている（党規約7条1項3号）。

これらから、党規約は、任期満了によらない代表選挙については、党員による選挙以外の方法を可能とした上で、その具体的な方法は執行役員会の合理的な裁量に委ねているものと考えられる。

このことは、3年ごとの任期満了選挙に伴う代表の選出にあたっては党員による選挙を保障する一方で、任期満了によらない代表選挙においては政党としての臨機応変の対応を可能とするものであって、合理的なものということができる。

党規約によって代表選挙に関して必要な事項の決定を委ねられている代表選挙規則においても、任期途中の代表選挙においては「執行役員会において臨時緊急であると認める時」に党大会以外での代表選出を認めており（代表選挙規則24条1項），同様の解釈を前提としている。江田前代表の辞任の時点では代表選挙規則は制定されていなかったところ、緊急を要することから、執行役員会は、それに代えて維新の党代表選出臨時規程を定めて新代表を両院議員総会において選出したものと認められる。

任期途中の代表辞任により、任期まで約4ヶ月間のみの代表について、両院議員総会において選出することは、国会期間中であったことも考慮すると、合理的であると解される。

以上に照らせば、両院議員総会による松野代表の選出は、正当なものと認めることができる。

- (2) 松野代表の選出の際、その任期は平成27年9月末日までと定められた（維新の党代表選出臨時規程4条）。

この任期についても、松野代表は、任期満了に伴う代表の選出に必要な党員による選挙（党規約8条4項）を経ていないことから、前代表の残任期間によるものとしたと考えられるものであり、党規約に照らして正当なものといふことができる。

2 任期延長について

(1) 執行役員会は、平成27年8月4日、代表選挙規則を決定するとともに、代表の任期満了選挙を平成27年10月1日に告示し、平成27年11月1日に新代表を決定すること承認した。これは、平成27年6月22日に、平成27年6月24日までとされていた国会の会期が安全保障関連法案の審議のために95日という長期間にわたって延長されて平成27年9月27日までとされ、9月中の代表選挙が現実的ではなくなったことから、一般党員まで一人一票をもつ日本初のネット投票という新しい選挙制度の下で一般党員の獲得期間を確保する必要も踏まえて行われたものとのことである。

党規約は、代表の任期満了に伴う代表選挙は、「代表の任期が終了する年の9月に行うことを通例とする。」と定めており（党規約8条4項）、その時期を9月に限定しておらず、9月以前に行うものともしている。

維新の党は政党であるから、解散総選挙・会期延長などを含め、政治情勢の変動等により代表選挙の実施が事実上極めて困難となる事態は想定できるものである。また、その際には、原則よりも前倒しで選挙が実施できるとは限らないから、党規約は、任期満了による代表選挙が代表の任期満了後に行われることも想定していると考えられる。

したがって、安全保障関連法案の審議のための国会会期の95日の延長という事態を受けて、選挙の延期が「政治情勢等に係りとくに必要がある」として、新たな選挙制度によって代表選挙を行う上で必要な期間においてこれを延長としたとした執行役員会の判断も合理的なものであるといえる。

(2) 執行役員会は、上記の任期満了選挙の日程の承認に伴い、松野代表の任期を新代表の決定まで延長することを決定したことである。

任期満了による代表選挙が代表の任期満了後に行われることが想定されている場合、代表の任期中に新代表が決定されないことが生じうるところ、社団である政党にとって代表者の存在は不可欠であるから（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律9条参照）、代表の任期満了から代表選挙によって新代表が決定されるまでの間の代表の定めが必要となる。しかしながら、党規約にはそのための定めは見あたらない。この場合、党規約附則4条に基づき、執行役員会が定めのない事項について決定すべきものである。

そして、前任者の任期満了によって役職者が欠けた場合に、新たに選任された者が就任するまでの間、任期の満了により退任した者が引き続きその職務を行うとの定めは、一般的に合理的なものと考えられている（会社法351条1項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律75条1項参照）。

執行役員会の決定がなくとも、任期満了前に新代表選出の選挙が行われなかった場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律79条1項の類推適用により、次の選挙により新代表者が選挙されるまでの間、従前の代表者が代表者の地位にとどまるものとも解しうるところであり、少なくとも、新代表が決定されるまでの間、松野代表の任期を延期することとした執行役員会の決定は、内容的にも合理的なものであって、有効なものということができる。

(3) なお、党規約8条8項は、党規約に定める機関の役員等の任期は代表の任期に従うものとしているところ、松野代表の任期の延長は党規約等に照らして適切になされていることから、執行役員会等の構成も適正になされている。

3 結論

以上のように、松野代表の選任及び任期延長は、党規約等に従って適正になされており、執行役員会等の構成も適正である。よって、松野代表は平成27年10月1日以降においてもその地位を有しており、現執行部は正統なものということができる。

第2 「臨時党大会」の不成立について

1 党大会の招集権者について

(1) 東徹参議院議員（以下「東議員」という。）は、党の特別党員に対し、「臨時党大会」を開催するとの文書を送付したことである。

しかしながら、党規約6条3項は、「党大会は、執行役員会の承認に基づき、代表が招集する。」と定め、党大会の招集権者を代表とし、かつ、招集中には執行役員会の承認を要するものとしている。また、党大会規則4条1項は、「党大会は、代表が、構成員に対して、党大会の日の10日前までに招集状を発送して招集するものとする。」と定めている。東議員は、代表ではなく、かつ、執行役員会の承認も得ていないから、党大会の招集権を有さず、招集状を発送することもできない。従って、東議員の送付した文書は党大会の招集状ではなく、東議員が開催する「臨時党大会」は維新の党の党大会ではない。

(2) 東議員は、上記の文書を送付する際、「維新の党党大会実行委員会委員長」なる肩書を用いている。

しかしながら、党大会規則6条3項は、党大会実行委員長が党大会の事務を統理するとした上で、6条4項によって党大会実行委員長は代表が選任し、執行役員会の承認を得るものとしている。東議員は代表によって選任されおらず、執行役員会の承認も得ていない。さらに、東議員は、平成27年10月14日に除名処分とされており、党員でもないとのことである。従って、東議員が党大会の事務を扱うこともできない。

- (3) 念のため付言すれば、党規約6条2項は、「党大会は、年間活動計画、予算、決算、規約の改正及びその他の重要事項を審議し決定する。」と定めているが、あくまでも執行委員会の承認に基づき、代表が招集したことによって成立する党大会の権限であるから、東議員が開催する「臨時党大会」が規約の改正等を行うことはできないことはいうまでもない。また、党大会の招集はあくまでも代表の権限であるから、仮に、代表の職務を行うべき者が不存在となった場合でも、先に法令に基づく手続きにより一時的に代表者の職務を行うべき者を定めた上で党大会を招集することとなるのが我が国の法制度であるから（最判昭和55年2月8日）、特別党员の過半数の賛同を受けたことによって党大会を開催することなどできないのは当然の事理である。
- (4) 規約上、任期満了に伴う代表の選出は、党员による選挙によるものとされている（党規約8条4項・6項）。そして、平成27年9月をもって、江田前代表の本来の任期が満了している以上、松野代表の後任の代表選は、任期満了に伴う代表の選出をすべき場合に該当する。したがって、一般党员が選挙権を有しない党大会によって、新代表を選出することはできない。したがって、この点からしても、臨時党大会による新代表の選出は不適法である。

2 執行役員会等への出席等について

代表及び執行部が不在であると主張する東議員を含む国会議員や地方議員の中には、松野代表の選任による執行役員会の構成員への就任を受諾し、任期満了による代表選挙の延期や松野代表の任期の延長を提案して賛成していた者、9月末の任期延長後に行われた執行役員会に出席していた者が含まれている。これらの者が、松野代表の選出や任期延長を無効であると主張した上で、代表選出のための「臨時党大会」の開催を通知する文書を送付するなどの行為を行うことは、従前の自己の言動に基づいて形成された事実状態を、自己の都合により、一方的に覆し、徒に混乱させるものであって、禁反言の原則や信義誠実の原則などの法理

に照らし法的に許容されないというべきである。

3 結論

以上のように、東議員には党大会の招集権も事務を取り扱う権限もないで、党大会を開催することはできない。東議員の送付した文書によって、何らかの会合が開かれたとしても、それは維新の党の党大会ではなく、そこで何らかの内容が決定されても、その効果は維新の党には及ばない。

第3 犯罪行為の成立可能性について

1 各種届出行為について

(1) 総務省（選管）への党の代表変更届

代表が変更されていないことを認識しつつ、維新の党の代表が変更されたものとして党の代表変更届を提出する行為は、人を欺いたり不知を利用してしたりして維新の党の業務を妨害することとなるので、偽計業務妨害罪（刑法233条）に該当する（法定刑：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

(2) 総務省（選管）への党の解散届

党が解散されていないことを認識しつつ、維新の党が解散されたものとして党の解散届を提出する行為は、人を欺いたり不知を利用してしたりして維新の党の業務を妨害することとなるので、偽計業務妨害罪（刑法233条）に該当する（法定刑：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

(3) 法務省（法務局）への党の代表変更登記

党の代表変更登記（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律7条の2第1項）を行うためには、代表権を有していた者の記名押印した書面及び代表権を有するに至った者の記名押印した書面が必要である（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律7条の2第2項）。

ア 松野代表が記名押印していないにもかかわらず、松野代表名義の「代表権を有していた者の記名押印した書面」を作成して提出した場合には、有印私文書偽造（刑法159条1項）、同行使（刑法161条1項）に該当する（法定刑：いずれも3月以上5年以下の懲役）。また、同時に、公正証書原本等不実記載未遂罪（刑法157条3項）に該当し、それによって不実の登記を行わせた場合には、公正証書原本等不実記載罪（刑法157条1項）に該当する（法定刑：いずれも5年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

イ 松野代表は代表者ではなくなっており代表不在の状況にあり、臨時党大会で新たに代表が選任されたなどとして、後者の新代表名義の書面のみで変更登記を行おうとした場合、私文書偽造罪は成立しないが、第2で述べたように、10月24日に開催が予定されている「臨時党大会」は党大会ではないので、それによって選任されたとする「新代表」への変更登記申請を行えば、虚偽の申立てをしたことになり、公正証書原本等不実記載未遂罪（刑法157条3項）に該当し、それによって不実の登記を行わせた場合には、公正証書原本等不実記載罪（刑法157条1項）に該当する（法定刑：いずれも5年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

2 政党交付金口座（預金通帳）について

支出権限者に無断で政党交付金を費消した場合、党本部事務局の担当者は、維新の党の政党交付金を業務上委託されて占有しているものであるから、それを支出権限者に無断で費消するなど、自己又は第三者のために不法に領得する行為は、業務上横領罪に該当する（法定刑：10年以下の懲役）。

以上